

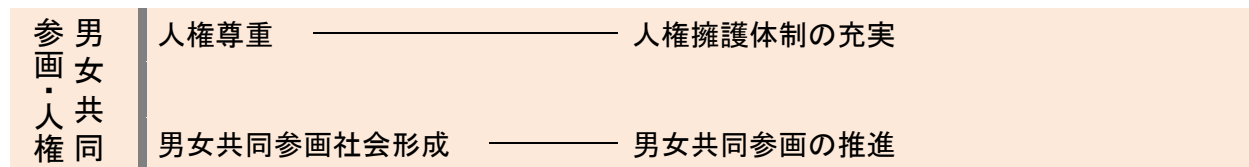
第2節 男女共同参画・人権



現況と課題

- ◆ 憲法で保障された基本的人権を守り、差別意識をなくしていくためには、人権に対する正しい理解と認識を市民一人ひとりが深められるよう、啓発、広報、教育活動を継続していく必要があります。
- ◆ 本市では、人権擁護委員、保護司、更生保護団体等の運営を助成しているほか、人権擁護委員による相談窓口を開設し、また、人権週間には啓発ビデオをCATVで放映するなど、人権啓発活動を行っています。とりわけ、現在は、子どもに対する人権教育の普及・啓発に力を注いでいますが、より幅広い層への働きかけも重要です。
- ◆ 「第3次ふじよしだ男女共同参画推進プラン」に基づき、男性や女性の固定的役割分担意識を見直し、性別だけでなく、年齢・国籍・障害の有無など、あらゆる場面で支え・認め合う環境づくりに取り組んでいます。
- ◆ 男女共同参画推進会議の開催運営や広報紙への活動報告の掲載、講演会の開催など、男女共同参画推進に努めており、その中で、社会問題である人口減少、少子高齢化、子育て支援、介護、防災活動など、あらゆる場面で男女共同参画の視点で問題を提起しています。この男女共同参画推進会議は、定例会・出前講座や各種研修・講演会への参加など、委員の積極的な活動が行われています。
- ◆ 社会全体の男女共同参画に対する理解はもちろん、参画する側も性別等に関係なく積極的に関わる意識改革が必要となり、また、ワークライフバランス*1の観点からの取組も重要です。

施策の体系



*1) ワークライフバランス: 「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

施 策

(1) 人権尊重

①人権擁護体制の充実

人権擁護委員会を中心に、人権尊重に向けた教育や啓発活動を行い、市民からの人権相談が増えてきている現状にあります。引き続き、現状を踏まえた人権擁護体制の充実を図ります。

(2) 男女共同参画社会形成

①男女共同参画の推進

「第3次ふじよしだ男女共同参画推進プラン」に沿って、男女共同参画推進会議を中心とした男女共同参画理念の啓発、SDGsゴール5「ジェンダー平等を实践しよう」の推進や女性活躍推進法に基づき、性別や年齢、国籍、障害の有無などに関わらず、共に活躍できる社会づくりに向けた施策を展開していきます。また、市民団体間での交流や連携した活動ができる環境づくりを図るとともに、少子化による人口減少や子育て環境などを踏まえ、働き方改革・ワークライフバランスなどの考え方の周知に努めます。

●ふじよしだフォーラム

